

別記様式第1号の1（第5条関係、処分についての審査請求に係る諮問書）

（記号）第〇〇〇号
年 月 日

北海道行政不服審査会 御中

北海道知事 〇〇 〇〇

諮 問 書

〇〇法（(元号) 〇〇年法律第〇〇号）第〇条の規定に基づく処分に係る審査請求について、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

〔 連絡先
TEL 〕

(別紙)

区分	内容
1 審査請求に係る処分 (処分の種類) 申請拒否処分 () 不利益処分 () 事実上の行為 () その他 () ※ 該当するものに○を付すこと。	(1) 処分の年月日、記号番号 (2) 処分をした行政庁 (3) 被処分者 (4) 処分の概要
2 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
3 諮問の理由	
4 参加人等	
5 添付書類等	① 諮問説明書 ② 事件記録(写し)につき法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面 ③ 審理員意見書(写し) ④ 事件記録(写し) ⑤ 審査請求人の総代若しくは代理人若しくは参加人の代理人の選任又は参加人の参加を示す書面 ⑥ 当該処分の決定通知書(写し) ⑦ 当該処分の申請書(写し)及び当該処分に係る審査基準(写し)又は当該処分に係る処分基準(写し) ⑧ その他参考資料
6 審査担当部局連絡先	○○○○○○○○○○○○○○○○ 担当： TEL

- (注1) 3の「諮問の理由」については、例えば、「原処分の維持が適当と考えるため。」「法令に基づく申請の全部を認容することが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。
- (注2) 5の③の「審理員意見書(写し)」及び④の「事件記録(写し)」については、行政不服審査法第43条第2項の規定により、諮問に際して添付することとされている書類である。
- (注3) 5の①、②及び⑤の書類は、北海道行政不服審査会運営要綱第6条第1項各号に規定する書類であり、⑥及び⑦は同条第2項第1号から第3号までに規定する書類である。
- (注4) 5の⑤～⑦は該当する書類がなければ添付不要であり、⑥及び⑦の書類は、当該書類が事件記録に含まれている場合は、添付不要である。
- (注5) 5の⑧の「その他参考資料」とは、法令及び行政不服審査会運営要綱により添付することとされていない書類であって、審査庁が特に必要と判断するものである。

別記様式第1号の2（第5条関係、不作為についての審査請求に係る諮問書）

（記号）第〇〇〇号

年 月 日

北海道行政不服審査会 御中

北海道知事 〇〇 〇〇

諮 問 書

〇〇法（(元号) 〇〇年法律第〇〇号）第〇条の規定に基づく処分についての不作為に係る審査請求について、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

〔 連絡先
TEL 〕

(別紙)

区分	内容
1 審査請求に係る不作為の対象となる処分の申請	(1) 処分の申請年月日 (2) 処分の申請を受けた行政庁 (3) 処分の申請の概要
2 処理期間	() 法定処理期間 ① 根拠法令及び条項 ② 処理期間 () 標準処理期間 () 処理期間の定めなし (標準処理期間を定めていない理由)
3 審査請求	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 諮問説明書 ② 事件記録(写し)につき法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面 ③ 審理員意見書(写し) ④ 事件記録(写し) ⑤ 審査請求人の総代若しくは代理人若しくは参加人の代理人の選任又は参加人の参加を示す書面 ⑥ 当該不作為に係る処分についての申請書(写し)並びに当該処分に係る審査基準(写し)及び当該処分に係る標準処理期間(写し) ⑦ その他参考資料
7 審査担当部局連絡先	○○○○○○○○○○○○○○○○ 担当： TEL

(注1) 2の「処理期間」については、該当するものに○を付し、記載すること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「法令に基づく申請から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため。」「法令に基づく申請に対する処分をすることが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記載すること。

(注3) 6の③の「審理員意見書(写し)」及び④の「事件記録(写し)」については、行政不服審査法第43条第2項の規定により、諮問に際して添付することとされている書類である。

(注4) 6の①、②及び⑤の書類は、北海道行政不服審査会運営要綱第6条第1項各号に規定する書類であり、⑥は同条第2項第4号に規定する書類である。

(注5) 6の⑤は該当する書類がない場合には添付不要であり、⑥の資料は、当該資料が事件記録に含まれている場合は、添付不要である。

(注6) 6の⑦の「その他参考資料」とは、北海道行政不服審査会運営要綱により添付することとされていない書類であって、審査庁が特に必要と判断するものである。

別記様式第2号の1（第7条関係、審査請求の取下げに伴う諮問の取下げ）

（記号）第〇〇〇号
年 月 日

北海道行政不服審査会 御中

北海道知事 〇〇 〇〇

諮問の取下げについて

諮問（〇年度諮問第〇号）に係る審査請求事件について、別紙のとおり、行政不服審査法第27条の規定に基づく審査請求の取下げがあったので、当該諮問を取り下げます。

記

- ・（別紙）審査請求取下書（写し）

〔 連絡先
TEL 〕

別記様式第2号の2（第7条関係、処分の取消し等に伴う諮問の取下げ）

（記号）第〇〇〇号
年 月 日

北海道行政不服審査会 御中

北海道知事 〇〇 〇〇

諮問の取下げについて

諮問（〇年度諮問第〇号）に係る審査請求事件について、審査請求に係る処分の全部を取り消す（注1）こととしたので、当該諮問を取り下げます。

連絡先
TEL

（注1） 諮問取下理由が処分の全部を取り消す場合以外の以下の場合には、「審査請求に係る処分の全部を取り消す」に代えて、以下の表現とする。

[事実上の行為の場合]：「審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命ずる」又は「審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃する」

[申請を却下し、又は棄却する処分の場合]：「審査請求に係る申請の全部を認容すべき旨を命ずる」又は「審査請求に係る申請の全部を認容する」

[不作為の場合]：「審査請求に係る処分をすべき旨を命ずる」又は「審査請求に係る処分を行う」

（注2） 諮問の取下げが上記以外の理由による場合は、当該理由を簡潔に記載する。

別記様式第3号の1（第9条関係、主張書面等の提出期限の通知）

年 月 日

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 様
(又は 北海道知事 〇〇 〇〇 様)

北海道行政不服審査会長

主張書面又は資料の提出について（通知）

あなた（貴庁）は、次の1の諮問事件について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出できますが、次の2のとおりその提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇

2 主張書面又は資料の提出期限等

(1) 提出期限

〇年〇月〇日（〇〔曜日〕）

(2) 提出方法

主張書面又は資料は、持参するか、郵送、ファックス又は電子メールで当審査会に提出してください。

また、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせ、又はその写し等を交付することがあり得ますので、その適否についてのあなた（貴庁）の考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する主張書面又は資料に添付してください。

連絡先
担当：
T E L
F A X
E-mail

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

北海道行政不服審査会 御中

年 月 日

(氏名) ○ ○ ○ ○

(又は (氏名) 北海道知事 ○○ ○○)

この度、北海道行政不服審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させ、又はその写し等を交付することは、

() 差支えない。

() 適当ではない。

(適当ではない理由)

[]

別記様式第3号の2（第9条関係、追加の主張書面等の提出期限の通知）

年 月 日

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 様
(又は 北海道知事 〇〇 〇〇 様)

北海道行政不服審査会長

追加の主張書面又は資料の提出について（通知）

次の1の諮問事件について、〇年〇月〇日付け「主張書面又は資料の提出について」により、主張書面又は資料の提出期限等について通知したところですが、追加の主張書面又は資料の提出につき、その提出期限等を次の2のとおり改めて定めたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇

2 追加の主張書面又は資料の提出期限等

(1) 提出期限

〇年〇月〇日（〇〔曜日〕）

(2) 改めて提出期限を定める理由

(3) 提出方法

追加の主張書面又は資料は、持参するか、郵送、ファックス又は電子メールで当審査会に提出してください。

また、提出された追加の主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせ、又はその写し等を交付することがあり得ますので、その適否についてのあなた（貴庁）の考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する追加の主張書面又は資料に添付してください。

連絡先
担当：
TEL
FAX
E-mail

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

北海道行政不服審査会 御中

年 月 日

(氏名) ○ ○ ○ ○

(又は (氏名) 北海道知事 ○○ ○○)

この度、北海道行政不服審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させ、又はその写し等を交付することは、

() 差支えない。

() 適當ではない。

(適當ではない理由)

[]

別記様式第3号の3（第9条関係 事件記録の写しの標題及び主張書面等の提出期限の通知）

年 月 日

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 様
(又は 北海道知事 〇〇 〇〇 様)

北海道行政不服審査会会長

諮問事件の係属等について（通知）

次の1の諮問事件について、審査庁から当審査会に対し諮問がされ、下記のとおり諮問番号、事件名が決定しましたので通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇

2 審査庁から提出された事件記録の写し等の標題について

本件諮問事件に関し、〇〇（審査庁）から当審査会に提出された事件記録の写し及び諮問説明書の標題は、別紙（「事件記録の写し及び諮問説明書の標題」）に記載のとおりです。

3 主張書面又は資料の提出について

上記諮問事件について、行政不服審査法第81条第3項に準用する同法第76条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができます。主張書面等を提出するかどうかは任意ですが、提出する場合には、次のとおり期限内に提出してください。

(1) 主張書面又は資料を提出する場合の提出期限

〇年〇月〇日（〇〔曜日〕）

(2) 提出方法

追加の主張書面又は資料は、持参するか、郵送、ファックス又は電子メールで当審査会に提出してください。

また、提出された追加の主張書面又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせ、又はその写し等を交付することがあり得ますので、その適否についてのあなた（貴庁）の考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する追加の主張書面又は資料に添付してください。

連絡先
担当：
T E L
F A X
E-mail

(別紙)

事件記録の写し及び諮問説明書の標題

1 ○○○

2 ○○○

3 ○○○

.....

(注) 事件記録の写しだけでなく、諮問説明書も記載すること。

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

北海道行政不服審査会 御中

年 月 日

(氏名) ○ ○ ○ ○

(又は (氏名) 北海道知事 ○○ ○○)

この度、北海道行政不服審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させ、又はその写し等を交付することは、

() 差支えない。

() 適当ではない。

(適当ではない理由)

[]

年 月 日

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 様
(又は 北海道知事 〇〇 〇〇 様)

北海道行政不服審査会長

主張書面（補充の諮問説明書）又は資料の提出の求めについて
次の1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、次の2のとおり主張書面（補充の諮問説明書）又は資料の提出を求めます。

記

1 諮問事件

諮問番号：〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇

2 主張書面（補充の諮問説明書）又は資料の提出期限等

(1) 提出期限

〇年〇月〇日（〇〔曜日〕）

(2) 提出を求める主張書面（補充の諮問説明書）又は資料及びその提出方法

任意の様式により作成した〇〇についての主張書面（補充の諮問説明書、資料）を、持参するか、郵送、ファックス又は電子メールで当審査会に提出してください。

また、提出された主張書面（補充の諮問説明書）又は資料は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧をさせ、又はその写し等を交付することがあり得ますので、その適否についてのあなた（貴庁）の考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、提出する主張書面（補充の諮問説明書）又は資料に添付してください。

連絡先
担当：
TEL
FAX
E-mail

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

北海道行政不服審査会 御中

年 月 日

(氏名) ○ ○ ○ ○

(又は (氏名) 北海道知事 ○○ ○○)

この度、北海道行政不服審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させ、又はその写し等を交付することは、

() 差支えない。

() 適当ではない。

(適当ではない理由)

[]

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 様
(又は 北海道知事 〇〇 〇〇 様)

北海道行政不服審査会長

口頭説明の求めについて

次の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、次のとおり口頭での説明を聴取しますので、出席してください（関係職員を出席させてください）。

記

1 諮問事件

諮問番号：〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇

2 口頭説明を求める事項

〇〇〇〇〇〇〇〇について

3 口頭説明の聴取の日時及び場所

(1) 日時：〇年〇月〇日 〇時から〇時まで

(2) 場所：(建物名(例：道庁)) 〇階〇〇会議室

4 出席を求める関係職員

〇〇課長(〇〇を説明することが可能な者)

※ 本項目は、知事(審査庁)に求める場合のみ記載する。

5 口頭説明を聴取する審査会委員の氏名：〇〇 〇〇

※ 本項目は、会長に指名された委員が行う場合にのみ記載する。

連絡先
担当：
TEL
FAX
E-mail

別記様式第6号（第10条及び第14条関係、口頭意見陳述を行う意思の確認）

年 月 日

〒○○○○-○○○○
○○○○○○○○○○○○○○
○○ ○○ 様
(又は 北海道知事 ○○ ○○ 様)

北海道行政不服審査会長

口頭意見陳述の申立てについて（照会）

あなた（貴庁）は、次の1の諮問事件について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定に基づき、当審査会に対し、口頭で意見を述べることができます。

口頭での意見の陳述（口頭意見陳述）を希望する場合は、次の2に従い、その旨の申立てを行ってください。

なお、口頭意見陳述は、札幌市内で行います。

記

1 諮問事件

諮問番号：○年度諮問第○号

事件名：○○○○

2 口頭意見陳述の申立ての方法

別紙「口頭意見陳述申立書」に必要事項を記入し、○年○月○日までに、持参するか、郵送、ファックス又は電子メールで当審査会に提出してください。

※別紙として、別記第10号様式の「口頭意見陳述申立書」の様式書面を添付する。

連絡先
担当：
TEL
FAX
E-mail

年 月 日

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇 様

北海道行政不服審査会長

陳述依頼書

次の1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考とするため、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、次のとおり出席の上、陳述をお願いします。

記

1 諮問事件

諮問番号：〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇

2 陳述を求める事項

〇〇〇〇〇〇〇について

3 陳述日時及び場所

(1) 日時：〇年〇月〇日 〇時から〇時まで

(2) 場所：(建物名(例：道庁)) 〇階〇〇会議室

4 出席に要する経費の支給

旅費(又は交通費)

5 陳述を聴取する審査会委員の氏名：〇〇 〇〇

※ 本項目は、会長に指名された委員が行う場合にのみ記載する。

連絡先
担当：
TEL
FAX
E-mail

年 月 日

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇 様

北海道行政不服審査会長

鑑定依頼書

次の1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考とするため、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、鑑定をお願いします。

記

- 1 諮問事件
諮問番号：〇年度諮問第〇号
事件名：〇〇〇〇
- 2 鑑定を求める事項
〇〇〇〇〇〇〇について

連絡先
担当：
TEL
FAX
E-mail

別記様式第9号（第13条関係、旅費等放棄書）

年 月 日

北海道行政不服審査会 御中

(住所)

(氏名)

印

[旅費・鑑定料] 放棄書

〇〇年〇月〇日付けで依頼のありました件については、[旅費・鑑定料] を放棄いたします。

年 月 日

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 様

（又は 北海道知事 〇〇 〇〇 様）

北海道行政不服審査会会長

行政不服審査会調査の実施について（依頼）

次の1の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考とするため、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、次の2の事項について、次の3の期限までに〔下記2の方法により〕、回答をお願いします。

記

1 諮問事件

諮問番号：〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇

2 調査事項

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について

※ 書面による回答を求める場合は以下を記載

3 回答期限

〇年〇月〇日（曜日）

4 回答の方法

任意の様式により作成した上記1の事項に係る書面を、持参するか、郵送、ファックス又は電子メールで当審査会に提出してください。

※ 意見の開陳を求める場合は以下を記載

2 回答の方法等

以下の日時及び場所に出席の上、回答してください。

(1) 日時：〇年〇月〇日 〇時から〇時まで

(2) 場所：(建物名(例：道庁)) 〇階〇〇会議室

3 出席に要する経費の支給

旅費（又は交通費）

4 回答を聴取する審査会委員の氏名：〇〇 〇〇

※ 本項目は、審査会に指名された委員が行う場合にのみ記載する。

5 その他留意事項

- ・ 回答の内容を正確に記録する観点から、当日回答する予定の内容を簡潔にまとめた要旨を事前に提出してください。
- ・ 当日、出席者の本人確認を行いますので、身分証明書等を持参してください。

連絡先
担当：
TEL
FAX
E-mail

口頭意見陳述申立書

年 月 日

北海道行政不服審査会 御中

住 所
氏 名
電話番号

次の1の審査請求に係る諮問事件〔諮問事件〕について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定に基づき、次の2及び3のとおり口頭意見陳述を申し立てます。

記

1 審査請求〔諮問事件〕

(1) 審査請求年月日〔諮問番号〕

(2) 審査請求に係る処分又は不作為の名称〔諮問事件名〕

※ 諮問番号及び諮問事件名が判明している場合は、〔諮問事件〕、〔諮問番号〕及び〔諮問事件名〕を記載する。

2 口頭意見陳述を希望する日時

- ①
- ②
- ③

3 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第2項の規定に基づく補佐人の同伴の許可申請

(1) 補佐人の同伴を必要とする理由

(2) 補佐人の住所、氏名及び職業

(住所)

(氏名)

(職業)

(記入の際の留意事項)

ア 法人その他の団体にあつては、住所・氏名欄に、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

イ 2の「日時」には、希望する日時を複数記入してください。

ウ 3は、審査請求人又は参加人が、補佐人の同伴を希望する場合に記入してください。

別記様式第11号（第14条関係、口頭意見陳述を実施する旨の通知）

年 月 日

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 様
(又は 北海道知事 〇〇 〇〇 様)

北海道行政不服審査会長

口頭意見陳述の実施について（通知）

〇年〇月〇日付けで申立てのあった次の1の諮問事件に係る口頭意見陳述については、次の2のとおり実施することとしたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇

2 口頭意見陳述の日時及び場所

(1) 日時：〇年〇月〇日 〇時から〇時まで

(2) 場所：(建物名（例：道庁）) 〇階〇〇会議室

3 補佐人の同伴

許可する場合

次の補佐人を同伴することを許可します。

(補佐人氏名) 〇〇 〇〇

許可しない場合

補佐人の同伴は、次の理由により不許可とします。

(理由)

(注) 口頭意見陳述の際は、この通知書を持参してください。

連絡先
担当：
TEL
FAX
E-mail

別記様式第12号（第14条関係、口頭意見陳述を実施しない旨の通知）

年 月 日

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 様
(又は 北海道知事 〇〇 〇〇 様)

北海道行政不服審査会長

口頭意見陳述について（通知）

〇年〇月〇日付けで申立てのあった次の1の諮問事件に係る口頭意見陳述については、次の2の理由により実施しないこととしたので、通知します。

記

- 1 諮問事件
諮問番号：〇年度諮問第〇号
事件名：〇〇〇〇
- 2 口頭意見陳述を実施しないこととした理由

連絡先
担当：
TEL
FAX
E-mail

主張書面等閲覧請求書

年 月 日

北海道行政不服審査会 御中

住 所
氏 名
電話番号

次の1の審査請求に係る諮問事件〔諮問事件〕に関して北海道行政不服審査会に提出された次の2の主張書面等について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき、次の3のとおり閲覧を求めます。

記

1 審査請求〔諮問事件〕

(1) 審査請求年月日〔諮問番号〕

(2) 審査請求に係る処分又は不作為の名称〔諮問事件名〕

※ 諮問番号及び諮問事件名が判明している場合は、〔諮問事件〕、〔諮問番号〕及び〔諮問事件名〕を記載する。

2 求める主張書面等の名称等

- 【例】
- ・ 知事（審査庁）が提出した諮問説明書及び資料
 - ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
 - ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

3 求める閲覧の方法等

- ・ 希望する閲覧時期（期間を記載）

主張書面等交付申出書

年 月 日

北海道行政不服審査会 御中

住 所
氏 名
電話番号

次の1の審査請求に係る諮問事件〔諮問事件〕に関し、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づく交付の求めに先立ち、次の2及び3のとおり、求める交付の内容について申し出ます。

記

1 審査請求〔諮問事件〕

(1) 審査請求年月日〔諮問番号〕

(2) 審査請求に係る処分又は不作為の名称〔諮問事件名〕

※ 諮問番号及び諮問事件名が判明している場合は、〔諮問事件〕、〔諮問番号〕及び〔諮問事件名〕を記載する。

2 求める主張書面等の名称等

- 【例】
- ・ 知事（審査庁）が提出した諮問説明書及び資料
 - ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
 - ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

3 求める交付の方法等

- ・ 複写の方法（○で囲む）
（両面 ・ 片面 ・ 白黒 ・ カラー（主張書面等がカラーの場合に限る。））
- ・ 交付の方法（○で囲む）
（手交 ・ 送付（郵送））

〒○○○○－○○○○
 ○○○○○○○○○○○
 ○○ ○○ 様
 （又は 北海道知事 ○○ ○○ 様）

北海道行政不服審査会長

主張書面等の閲覧（写し等の交付、閲覧及び写し等の交付）についての意見について（照会）

あなた（貴庁）が○年○月○日に当審査会に提出した次の主張書面等について、審査請求人（知事（審査庁）、参加人）から、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づく閲覧の求め（交付の求めに先立つ交付内容の申出、閲覧の求め及び交付の求めに先立つ交付内容の申出）がありましたので、当該審査請求人（知事（審査庁）、参加人）に対する当該主張書面等の閲覧（写し等の交付、閲覧及び写し等の交付）について、同条第2項本文の規定に基づき、あなた（貴庁）の意見を求めます。

つきましては、あなた（貴庁）の意見を、別紙「提出した主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、○年○月○日までに、持参するか、郵送、ファックス又は電子メールで当審査会に提出してください。

記

○ 提出された主張書面等の名称

【例】

- ・ 知事（審査庁）が提出した諮問説明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

連絡先
 担当：
 T E L
 F A X
 E-mail

提出した主張書面又は資料の取扱いについて

北海道行政不服審査会 御中

年 月 日

(氏名) ○ ○ ○ ○

(又は (氏名) 北海道知事 ○○ ○○)

北海道行政不服審査会に○年○月○日に提出した(主張書面等の具体的な名称を記入)について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、他の審査関係人に閲覧させ、又はその写し等を交付することは、

() 差支えない。

() 適当ではない。

(適当ではない理由)

[]

別記様式第15号（第15条関係、主張書面等の閲覧等を実施する旨の通知）

年 月 日

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 様
(又は 北海道知事 〇〇 〇〇 様)

北海道行政不服審査会長

主張書面等の閲覧（写し等の交付、閲覧及び写し等の交付）の実施について（通知）

〇年〇月〇日付で請求（申出、請求及び申出）のあった次の主張書面等の閲覧（写し等の交付、閲覧及び写し等の交付）については、実施することとしたので、北海道行政不服審査会運営要綱第15条第3項の規定により、通知します。

※ 以下は、審査請求人又は参加人に対する写し等の交付の場合のみ記載すること。

写し等の交付の求め及び手数料等の納付については、4の(1)から(3)までのいずれかの方法により行ってください。

記

1 閲覧（写し等の交付、閲覧及び写し等の交付）を実施する主張書面等の名称等

【例】 ・知事（審査庁）が提出した諮問説明書及び資料
・審査請求人が提出した主張書面及び資料

※ 閲覧等を実施する場合主張書面等の中に開示しない部分がある場合は、その部分及び開示しない理由を記載すること。

※ 閲覧等の求めに係る主張書面等が多数にわたる場合は、上記の内容は別表に記載すること。

2 閲覧又は写し等の交付（手交に限る。）ができる日時、場所

(1) 日時：〇年〇月〇日（〇〔曜日〕）〇時から〇時まで

(2) 場所：（建物名（例：道庁））〇階〇〇会議室

3 写し等の交付に係る手数料の額

4 写し等の交付の求め及び手数料等の納付の方法

(1) 行政不服審査法施行細則（平成28年北海道規則第36号）別記様式（以下「交付請求書」という。）に必要な手数料の額の北海道収入証紙を貼付し、〇年〇月〇日までに、持参か郵送により当審査会に提出してください。写し等の郵送を希望される場合は、別途送付費用（郵便切手〇〇円）を同封してください。

(2) 〇年〇月〇日までに、北海道電子申請サービス（以下「電子申請システム」という。）により手数料を納付してください。写し等の郵送を希望される場合は、電子申請システムにより送付費用も納付してください。

(3) 〇年〇月〇日までに、当審査会に交付請求書を持参して、スマートフォン決済（QRコード払い）により手数料を納付してください。写し等の郵送を希望される場合は、当該決済により送付費用も納付してください。

※ 交付請求書への記入や電子申請システムによる入力が容易となるような内容とすること。

※ 手数料の額については、手数料の減額（免除）申請がされている場合は、減額（免除）を行うか否かの決定結果を踏まえて記載すること。

※ 送付による交付を希望されている場合には、手数料とは別に送付の費用（郵送料）が必要となること（郵便切手〇〇円を同封すること。これより大きい額の郵便切手を同封された場合は、当該同封された郵便切手をそのまま使用すること。電子申請システム又はスマートフォン決済で支払うこともできること。）、また、郵送日が上記閲覧等開始日より若干遅れることについても記載すること。

連絡先
担当：
TEL
FAX
E-mail

年 月 日

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 様
(又は 北海道知事 〇〇 〇〇 様)

北海道行政不服審査会長

主張書面等の閲覧（写し等の交付、閲覧及び写し等の交付）について（通知）

〇年〇月〇日付で請求（申出、請求及び申出）のあった次の主張書面等の閲覧（写し等の交付、閲覧及び写し等の交付）については、次の理由により実施しないこととしたので、北海道行政不服審査会運営要綱第15条第3項の規定により、通知します。

記

- 1 閲覧（写し等の交付、閲覧及び写し等の交付）を実施しないこととした主張書面等の名称
【例】 ・知事（審査庁）が提出した諮問説明書及び資料
・審査請求人が提出した主張書面及び資料
・参加人が提出した主張書面及び資料
- 2 閲覧（写し等の交付、閲覧及び写し等の交付）を実施しない理由

連絡先
担当：
T E L
F A X
E-mail

別記様式第17号（第15条関係、閲覧等に異議がある者への閲覧等の実施決定した旨の通知）

年 月 日

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 様
(又は 北海道知事 〇〇 〇〇 様)

北海道行政不服審査会長

主張書面等の閲覧（写し等の交付、閲覧及び写し等の交付）の実施決定について
(通知)

あなた（貴庁）から提出された次の主張書面等について、〇年〇月〇日付けで知事（審査請求人、参加人）から行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づく閲覧（写し等の交付、閲覧及び写し等の交付）の請求がありました。

当該主張書面等については、あなた（貴庁）から〇年〇月〇日付けの「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」により、閲覧（写し等の交付、閲覧及び写し等の交付）に供することは適当ではない旨の回答を得ておりますが、当該閲覧（写し等の交付、閲覧及び写し等の交付）の請求について、当審査会において審議した結果、当審査会における調査審議を進める上で、知事（審査請求人、参加人）の閲覧（写し等の交付、閲覧及び写し等の交付）を認め、当該主張書面等に対する意見等を述べる機会を与えることが必要であると判断したため、これを実施することを決定したので、通知します。

記

閲覧（写し等の交付、閲覧及び写し等の交付）を実施することを決定した主張書面等の名称

- 【例】
- ・知事（審査庁）が提出した諮問説明書及び資料
 - ・審査請求人が提出した主張書面及び資料
 - ・参加人が提出した主張書面及び資料

連絡先
担当：
T E L
F A X
E-mail

別記様式第18号（第17条関係、交付手数料減額（免除）申請書）

交付手数料減額（免除）申請書

○年○月○日

北海道行政不服審査会 御中

住 所
氏 名
電話番号

行政不服審査法施行条例第17条において準用する同条例第4条第2項の規定に基づき、次の1の主張書面等について、次の2及び3のとおり、交付に係る手数料の減額（免除）を申請します。

記

1 交付を求める主張書面等の名称等

- 【例】 ・知事（審査庁）が提出した諮問説明書及び資料
・審査請求人が提出した主張書面及び資料
・参加人が提出した主張書面及び資料

2 減額（免除）を求める交付手数料の額

3 減額（免除）を求める理由

- ① 生活保護法第11条第1項第○号に規定する扶助を受けており、手数料を納付する資力がな
いため
② その他

（注）1 ①又は②のいずれかに○印を付してください。

2 ①に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

3 ②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

別記様式第19号（第17条関係、交付手数料の減額（免除）を実施する旨の通知）

年 月 日

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇 様

北海道行政不服審査会長

交付手数料の減額（免除）の実施について（通知）

〇年〇月〇日付けで請求のありました交付手数料の減額（免除）申請について、行政不服審査法施行条例第17条において準用する同条例第4条第1項の規定に基づき、次のとおり減額（免除）することとしましたので、通知します。

記

1 交付を求める主張書面等の名称及び交付の実施方法

(1) 主張書面等の名称

- 【例】 ・知事（審査庁）が提出した諮問説明書及び資料
・審査請求人が提出した主張書面及び資料
・参加人が提出した主張書面及び資料

(2) 交付の実施方法

2 交付手数料を減額（免除）する額

連絡先
担当：
T E L
F A X
E-mail

別記様式第20号（第17条関係、交付手数料の減額（免除）を実施しない旨の通知）

年 月 日

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇 様

北海道行政不服審査会長

交付手数料の減額（免除）について（通知）

〇年〇月〇日付けで請求のありました交付手数料の減額（免除）申請については、行政不服審査法施行条例第17条において準用する同条例第4条第1項に規定する減額（免除）事由に該当しないため、減額（免除）しないこととしたので、通知します。

記

- 1 交付を求める主張書面等の名称
 - 【例】 ・知事（審査庁）が提出した諮問説明書及び資料
 - ・審査請求人が提出した主張書面及び資料
 - ・参加人が提出した主張書面及び資料
- 2 減額（免除）を求める交付手数料の額
- 3 減額（免除）しない理由等

連絡先
担当：
TEL
FAX
E-mail

別記様式第21号（第20条関係、調査審議手続併合の通知）

年 月 日

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 様
（又は 北海道知事 〇〇 〇〇 様）

北海道行政不服審査会長

調査審議の手続の併合について（通知）

あなたが北海道知事に対して行った審査請求に係る次の諮問事件については、北海道行政不服審査会運営要綱第20条第1項の規定に基づき、調査審議の手続を併合したので、通知します。

（次の諮問事件については、北海道行政不服審査会運営要綱第20条第1項の規定に基づき、調査審議の手続を併合したので、通知します。）

記

1 諮問事件

諮問番号：〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇

2 諮問事件

諮問番号：〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇

連絡先

担当：

TEL

FAX

E-mail

別記様式第22号（第20条関係、調査審議手続の分離の通知）

年 月 日

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 様
(又は 北海道知事 〇〇 〇〇 様)

北海道行政不服審査会長

調査審議の手続の分離について（通知）

〇年〇月〇日付で調査審議の手続を併合した旨を通知した次の諮問事件については、北海道行政不服審査会運営要綱第20条第1項の規定に基づき、調査審議の手続を分離したので、通知します。

記

- 1 諮問事件
諮問番号：〇年度諮問第〇号
事件名：〇〇〇〇
- 2 諮問事件
諮問番号：〇年度諮問第〇号
事件名：〇〇〇〇

連絡先
担当：
T E L
F A X
E-mail

別記様式第23号（第21条関係、審理手続の承継の通知）

（記号）第 号
年 月 日

北海道行政不服審査会 御中

北海道知事 ○○ ○○

審理手続の承継について（通知）

諮問（○年度諮問第○号）に係る審査請求事件について、次のとおり、行政不服審査法第15条の規定による審理手続の承継があったので、通知します。

記

1 承継した者の氏名又は名称、住所（居所）又は所在地及び連絡先（電話番号等）

2 承継の理由

（別紙）

- （ ） 審査請求人地位承継届出書（写し）
- （ ） 審査請求人地位承継許可申請書（写し）
- （ ） 審査請求人地位承継許可（決定）書（写し）

（ 連絡先
TEL ）

別記様式第24号（第22条関係、総代の選任・解任の通知）

（記号）第 号
年 月 日

北海道行政不服審査会 御中

北海道知事 ○○ ○○

総代の選任（解任）について（通知）

諮問（○年度諮問第○号）に係る審査請求事件について、次のとおり、行政不服審査法第11条の規定に基づき総代が選任（解任）されたので、通知します。

記

選任（解任）された総代の氏名、住所（居所）及び連絡先（電話番号等）

（別紙）

- （ ） 総代互選書（写し）
- （ ） 総代互選命令書（写し）
- （ ） 総代互選通知書（写し）
- （ ） 総代解任届（写し）
- （ ） 総代更てつ（資格喪失）届（写し）

〔 連絡先
TEL 〕

別記様式第25号（第22条関係、代理人の選任・解任の通知）

（記号）第 号
年 月 日

北海道行政不服審査会 御中

北海道知事 ○○ ○○

代理人の選任（解任）について（通知）

諮問（○年度諮問第○号）に係る審査請求事件について、次のとおり、行政不服審査法第12条第1項（第13条第3項）に規定する代理人が選任（解任）されたので、通知します。

記

選任（解任）された代理人の氏名、住所（居所）及び連絡先（電話番号等）

（別紙）

- （ ）委任状（写し）
- （ ）代理人解任届（写し）

〔 連絡先
TEL 〕

別記様式第26号（第23条関係、答申書の交付）

年 月 日

北海道知事 ○○ ○○ 様

北海道行政不服審査会長

答申書の交付について（通知）

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく次の諮問について、別紙答申書を交付します（○年度答申第○号）。

記

諮問番号：○年度諮問第○号

事件名：○○○○

※別紙として答申書を添付する。

別記様式第27号（第24条関係、答申書の写しの送付）

年 月 日

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇 様

北海道行政不服審査会長

答申書の写しの送付について

次の事件については、〇年〇月〇日に答申をしたので、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第79条の規定に基づき、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号：〇年度諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇

※答申書の写しには、別記様式第26号の交付書面の写しを添付する。

別記様式第28号（第24条関係、答申書の写しの受領書）

北海道行政不服審査会 御中

受 領 書

本日〇年〇月〇日、諮問（〇年度諮問第〇号）に係る答申書（〇年度答申第〇号）の写しについて、受領しました。

（署名）

別記様式第29号（第25条関係、答申書の更正の通知）

年 月 日

北海道知事 ○○ ○○ 様

北海道行政不服審査会長

答申書の更正について（通知）

○年○月○日付け答申（○年度答申第○号）について、北海道行政不服審査会運営要綱第25条第1項の規定により別紙のとおり更正したので、同条第2項の規定に基づき、通知します。

※ 別紙として、任意の形式で「誤り部分」と「更正部分」とが明らかとなるように（どこをどのように修正したのかが分かるように）記述する。

連絡先
担当： 内線

別記様式第30号（第25条関係、答申書の更正通知の写しの送付）

年 月 日

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇 様

北海道行政不服審査会長

答申書の更正について（写しの送付）

北海道知事宛ての〇年〇月〇日付け答申（〇年度答申第〇号）について、北海道行政不服審査会運営要綱第25条第1項の規定により〇年〇月〇日に更正し、同条第2項の規定により北海道知事に対して通知したので、同条第3項の規定に基づき、その写しを送付します。

連絡先
担当：
TEL
FAX
E-mail